平成２５年（フ）第２７９号
岐阜県各務原市鵜沼東町６丁目37番地３、申立時の住所岐阜県各務原市鵜沼南町１丁目31番地
債務者　寄本　和男
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池152番地　第２内池団地134号
債務者　池本　理恵
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１８号
滋賀県彦根市小泉町596番地１　コーポ北川202号
債務者　松野　浩三
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３６８号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1316番地
債務者　青田　幸穂（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８２号
兵庫県姫路市西今宿３丁目12番12号
債務者　萬代　　舞
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７６号
奈良県生駒市小明町1024番地１
債務者　北田　明美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８２号
奈良市学園緑ケ丘３丁目16番６号
債務者　ごちそうやごっつこと　久保　智昭
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２８３号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘１丁目１番44号102号室
債務者　是枝　茂朗
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1809番地４
債務者　石丸　保枝
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０２号
鳥取県鳥取市国府町新町２丁目208番地トゥールトローＩ101号、旧住所京都府京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町16番地１
債務者　田村　道和
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
鳥取県鳥取市雲山124番地７
債務者　唐島佳也子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５５号
広島県廿日市市梅原２丁目１番13号
債務者　四十山裕二
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５号
香川県丸亀市土器町西７丁目320番地５フォレスト・ヴィレッジＪＯＴＯ102号
債務者　浅野　　恵
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８６号
香川県仲多度郡多度津町大字庄981番地１シェルルーミィ202号
債務者　村川　雄史
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第８９号
香川県仲多度郡多度津町本通２丁目５番25―201号
債務者　後藤　剛志
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９１号
香川県善通寺市南町３丁目17番23号
債務者　林　　夕記
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９５号
香川県善通寺市金蔵寺町200番地10
債務者　白井　直人
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部